

判例研究

株主が株主提案権を行使するためには、株主総会の八週前前に会社に対し個別株主通知を要し、右期限後の通知があっても株主提案権の行使は許されないとされた事例

〔商法 五五七〕

大阪地裁平成二四年二月八日判決
大阪地裁平二三(ワ)八八二六号、株主総会決議取消請求事件
判例時報二二四六号一三五頁、金融・商事判例一三九六号五六頁

〔判示事項〕

一 いわゆる振替株式の株主が少数株主権等の行使として株主提案権を行使する場合には、会社が当該株主の保有する株式数等を知っており、かつ把握し得る立場にあったとしても、個別株主通知を必要とする。

二 いわゆる振替株式の株主が少数株主権等の行使として株主提案権を行使する場合には、株主提案権の行使に先立って個別株主通知をする必要はないが、株主総会の日の八週間前までに個別株主通知をする必要がある。

〔参照条文〕

社債、株式等の振替に関する法律一八条・一四七条・一五四条
会社法三〇三条・三〇五条・八三一条

〔事実〕

被告Y社は、昭和二二年三月に設立された、電線、電纜およびその附属品の製造販売等を目的とする発行済株式の総数六三三万三二七六株（議決権五七〇二個）の株式会社である。Y社の発行する株式は、大阪証券取引所JASDAQ（平成二三年当時）に上場されており、「社債、株式

等の振替に関する法律」(以下「社債等振替法」という。) 一二八条一項所定の振替株式である。Y社の定款には、定時株主総会は毎年六月に招集すること、定時株主総会の議決権の基準日は毎年三月三十一日とすることが定められている。また、Y社の内規には、Y社の役員および従業員は、その保有するY社の株式を譲渡する際に、会社に対し、事前に書面をもって報告しなければならないとの定めがある。

一方、原告Xは、遅くとも平成二二年九月二十八日から引き続き、Y社の総株主の議決権の一〇〇分の一以上の議決権を有する株主である。平成二一年六月二十六日にY社の取締役に就任したが、平成二三年六月の定時株主総会(以下「本件総会」という。)の終結の時をもって任期満了により退任した。

Xは、口座管理機関である証券会社に対し、平成二三年四月二七日(水曜日)に個別株主通知の申し出をした後、Y社の代表取締役に対し、同年五月二日(月曜日)に、本件総会に関し、取締役三名選任の件を議題とすることおよびXを含んだ三人を取締役として選任する旨の議案(以下「本件株主提案」という。)の要領を招集通知に記載することを請求した。また、振替機関である株式会社証券保管振替機構は、Y社に対し、同年五月九日(月曜日)に、Xに

ついでに個別株主通知(以下「本件個別株主通知」という。)をした(本件においては、本件総会の日々の八週間前までの最終日は五月六日〔金曜日〕だとされていた)。

それに対して、Y社は、Xに対し、平成二三年五月一日ころ、「本件個別株主通知が本件総会の日々の八週間前までにされなかった」こと、及び「本件個別株主通知が本件株主提案に先立ってされなかった」ことを理由として、本件株主提案を本件総会にかかるものとして取り扱うことはできない旨の通知をした。その後、同年五月二五日に開催されたY社の取締役会において、同年六月二九日に総会を招集すること、取締役選任の件を議題とすることなどが決定された。本件総会の日々の二週間前までに、Y社から本件総会の招集通知を発した。しかし、Y社は、本件株主提案にかかる取締役三名選任の件との議題およびXら三名を取締役として選任する旨の議案の要領を同招集通知に記載しなかった。

結局、本件総会において、Y社の提案した訴外Aら六名を取締役に選任する旨の議案が賛成多数(議決権に占める割合は七一・一%)により可決された(以下「本件決議」という)。Xが、Y社に対し、取締役三名選任の件を議題とすることおよび同議題についてXら三名を取締役に選任

するとの議案の要領を招集通知へ記載することを請求したにもかかわらず、Y社がこれらを適法なものとして取り扱わないことを理由に、本件総会の招集手続が違法であるとして、本件決議の取消しを求めた。

〔判旨〕

請求棄却（控訴）

一 個別株主通知の要否について

「個別株主通知は、社債等振替法上、少数株主権等の行使の場面において株主名簿に代わるものとして位置付けられており（社債等振替法一五四条一項）、「少数株主権等」を行使する際に自己が株主であることを会社に対抗するための要件であると解される（最高裁判成二二年(幹)第九号同年一二月七日第三小法廷決定・民集六四卷八号二〇〇三頁参照）。

そして、会社法三〇三条一項及び同法三〇五条一項所定の株主提案権は、株主総会の日（八週間前までに、各株主ごとの個別的な権利行使が予定されているものである。これは、専ら一定の日（基準日）に株主名簿に記載又は記録されている株主をその権利を行使することができる者と定め、これらの者による一斉の権利行使を予定する同法一二

四条一項に規定する権利とは著しく異なる。したがって、上記株主提案権が社債等振替法一五四条一項、一四七条四項所定の「少数株主権等」に該当することは明らかである。」

「振替株式についての少数株主権等の行使について、社債等振替法一五四条が、株主名簿の記載又は記録を株式の譲渡の對抗要件と定める会社法一三〇条一項の規定を適用せず、個別株主通知がされることを要するとした趣旨は、株主名簿の書換が、原則として、年二回行われる総株主通知（社債等振替法一五一条）を受けた場合にしか行われないため（同法一五二条）、総株主通知がされる間に振替株式を取得した者が、株主名簿の記載又は記録にかかわらず、個別株主通知により少数株主権等を行使することを可能にすることにある。

そして、個別株主通知において、総株主通知と異なり、振替口座簿に増加又は減少の記載又は記録がされた日等が通知事項とされているのは（社債等振替法一五四条三項一、二、三、六号）、少数株主権等の行使を受けた会社が、振替株式の譲渡の効力要件（同法一四〇条）とされている振替口座簿の上記記載又は記録によって、当該株主が少数株主権等行使の要件を満たすものであるか否かを判

断することができるようにするためである。」

「以上より、本件株主提案に際し、個別株主通知は必要であった。」

二 個別株主通知の実施時期について

「会社法上、株主が、公開会社に対し、株主総会の日から八週間前までに会社法三〇三条一項及び同法三〇五条一項所定の株主提案権を行使することができるのと要件が定められている趣旨は、当該会社は、株主から株主提案権の行使を受けた場合、招集通知に当該株主による追加議題及び議案の要領を記載することが必要となり、招集通知は株主総会の日から二週間前まで発しなればならないことから（同法二九九条一項、同条三項、同条四項、一九八条一項）、当該会社に、上記追加議題及び議案の要領を招集通知に記載して発送するための準備期間を確保することにある。」

「そして、振替株式について、株主提案権を行使した株主が株式継続保有要件を満たすかを会社が確認する方法として、第一次的に六か月以上前からの振替口座簿の株式の増減の記載がされている個別株主通知によることが予定されている。したがって、会社としては、個別株主通知をもって、まず、株主が株式継続保有要件を満たすかを確認することになる。

そうすると、会社法上、追加議題及び議案の要領を招集通知に記載して発送するための準備期間として、最短でも六週間を確保するためには、遅くとも株主提案権の行使期限である株主総会の日から八週間前までに、会社が、株主の株式継続保有要件の有無を確認することができるようにすることが必要であり、このときまでに個別株主通知がされることが必要であるというべきである。」

「個別株主通知の申し出をした株主にとって、振替機関から発行会社に対して個別株主通知がいつされるのかを申し出時点において正確に把握することはできない。しかも、株主提案権の行使期限は法定されている。これによると、株主にとって、個別株主通知がされた後になってから、株主提案権の行使を要求するのは酷である。」

そして、「個別株主通知は、……少数株主権等を行使する際に自己が株主であることを会社に対抗するための要件であると解され、権利行使の要件ではない。」

「以上より、株主による株主提案権の行使の際にされるべき個別株主通知は、株主総会の日から八週間前までにされることが必要であるが、株主提案権の行使に先立ってされる必要があるとまではいえない。」

「本件株主提案に係る個別株主通知は、Xの利益になる

よう解したとしても、本件総会の日の八週間前の日である平成二三年五月三日の翌営業日である同月六日までにされることが必要であった。

しかし、本件株主提案に係る本件個別株主通知がされたのは、同月九日であった。したがって、Y社が、本件総会の招集通知に本件株主提案に係る議題及び議案の要領を記載しなかったとしても、何ら違法はなく、本件総会の招集手続に法令違反があったとはいえない。」

〔研究〕

結論に賛成。説明の一部に疑問がある。

一 本件は、Y社の株主であるXが、Y社に対し、取締役三名選任の件を議題とすることおよび同議題についてXら三名を取締役に選任するとの議案の要領を招集通知へ記載することを請求したにもかかわらず、Y社がこれらを適法なものとして取り扱わないことを理由に、本件総会の招集手続に違法があると主張し、本件決議の取消しを求めた事案である。本判決では、会社法三〇三条一項および同法三〇五条一項所定の株主提案権が社債等振替法一四七条四項所定の「少数株主権等」に該当すると判断し、株主提案権にかかる個別株主通知は、権利行使に先立ってされること

を要しないが、株主総会の日の八週間前までにされることを要すると判示した。会社に対して直接行使される少数株主権等（裁判外の権利行使）にかかる個別株主通知の実施時期について明確な判断を示した裁判例として重要な意義を有する（本件は控訴されたが、大阪高判平成二四年六月二一日〔公刊物未掲載〕も本判決の判断を支持している。）。

二 判旨一については、まず会社法三〇三条一項および同法三〇五条一項所定の株主提案権が少数株主権等に該当するか否か、ということについて考える。社債等振替法一五四条にいう「少数株主権等」の意義は、同法一四七条四項により「……株主の権利（会社法第一二四条第一項に規定する権利を除く。次条第四項及び第一五四条において「少数株主権等」という。）……」と規定されている。すなわち、株主権利のうち、基準日を定めて行使される権利以外のものが少数株主権等に該当し、少数株主権等の具体的な内容については、解釈に委ねられている。一般的に、総株主通知に基づく株主名簿の記載または記録のみにより権利行使要件の充足を判断できないものは少数株主権等に該当すると考えられる（太子堂厚子「個別株主通知に関する諸問題」商事法務一九九五号五三頁（二〇一三年））。これまでの裁判例で問題とされてきたのは、募集株式発行差止請

求権（東京高決平成二二年一月一日金判一三三八号四〇頁）、全部取得条項付種類株式の取得価額決定申立権（最三決平成二二年一月七日民集六四卷八号二〇〇三頁）、定款変更における反対株主の株式買取請求権および買取価格決定申立権（最二決平成二四年三月二十八日金判一三九八号二七頁）等についての少数株主権等の該当性判断である。これらはいずれも一斉の権利行使を予定する会社法一二四一条一項の権利とは著しく異なり、少数株主権等の行使に該当し、個別株主通知を要するものと判断されている。本判決も株主提案権につき、「株主総会の日々の八週間前までに、各株主ごとの個別的な権利行使が予定されているものである」と説明し、同様の判断を示した。また、少数株主権等の具体例として、立法担当者は、代表訴訟提起権、取締役の違法行為差止請求権、株主総会の議題等の提案権、総会検査役選任請求権、帳簿閲覧請求権等を挙げている（始関正光編著『Q & A 平成一六年改正会社法 電子公告・株券不発行制度』二四三頁（二〇〇五年））ことに鑑みれば、本判決では、それに沿った判断がなされ、異論のないところである。また、基準日を定めて行使される権利以外にも、基準日を定めた権利と不可分一体の権利、たとえば株主総会議場における議案提案権（会社法三〇四条）や

質問権（同法三一四条）は、少数株主権等に該当せず、その行使については個別株主通知を要しないとされる（葉玉匡美ほか『株券電子化ガイドブック』三〇頁（二〇〇九年）、渡邊剛ほか『株券電子化を踏まえた総会運営』商事法務一八六三号三一頁（二〇〇九年）、浜口厚子「少数株主権等の行使に関する振替法上の諸問題」商事法務一八九七号三五頁（二〇一〇年）。そのほかに、親会社の株主の子会社に対する権利行使についても、個別株主通知を要しないと考えられる（大野晃宏ほか「株券電子化開始後の解積上の問題」商事法務一八七三号五三頁（二〇〇九年）、山本爲三郎「個別株主通知の効力」『企業法の法理』六九頁（二〇一二年））。

次に、株主提案権の行使にかかる個別株主通知の要否について考える。本件では、Xは、①Y社が、Xが総株主の議決権の一〇〇分の三以上の議決権に相当する株式を長年において保有していたことおよび②本件総会の基準日（平成二三年三月三十一日）においても保有していたことを知っており、③Y社の取締役が、Y社の内規の定めにより、取締役であるXの保有株式数の変動の有無を把握し得る立場にあったことからすれば、本件株主提案に際し、個別株主通知は必要なかったと主張した。これに対して、本判決

は、振替株式について「株価の騰落等に伴ってその売買が短期間のうちに頻繁に繰り返されることは決してまれなことではない」ということ、およびY社の内規について「……当該役員（X〔筆者注〕）が、Y社に対する報告を怠れば、Y社の他の役員は、当該役員（X〔筆者注〕）の保有する株式数の変動を正確に知ることはできない」ということを説示し、Xの上記①②③の主張の正当性を否定した。さらに、「会社は、個別株主通知を欠く少数株主権等の行使を容認することもできるが、この場合、当該少数株主権等の行使が株式保有要件を欠く違法なものであり、会社としては当該少数株主権等の行使を容認すべきでなかったとすれば、会社は免責されない」ということを理由に、仮にXの上記①②③の主張を認めたとしても、Y社には依然として個別株主通知を受ける必要があると判示した。少数株主権等の行使に際して個別株主通知を要するという社債等振替法一五四条二項の趣旨に鑑みれば、妥当な判断である。

問題は個別株主通知の法的性質についての説明である。前掲東京高決平成二十一年二月一日、最三決平成二十二年二月七日、最二決平成二十四年三月二十八日のいずれも個別株主通知は少数株主権等を行使する際に自己が株主であることを会社に対抗するための要件であると解している。本判

決も、「個別株主通知は、……少数株主権等を行使する際に自己が株主であることを会社に対抗するための要件であると解され、権利行使の要件ではない。」と説明し、従前の判決の趣旨を踏襲した。個別株主通知の法的性質については、判決の示した見解をも含み、複数の解釈がある。社債等振替法一五四条二項は、「前項の振替株式についての少数株主権等は、次項の通知がされた後政令で定める期間が経過する日までの間でなければ、行使することができない」と規定している。この条文を素直に理解すると、少数株主権等は個別株主通知がされた後でなければ行使できないことになり、個別株主通知は少数株主権等を行使するための要件であるようにも捉えられる。平成一六年の法改正当時の解説にも、提案権などの少数株主権の行使を念頭に、個別株主通知は、権利行使の要件であるとの説明がみられる（山下友信ほか「株券不発行制度に関する論点と対応〔上〕」商事法務一七〇五号二六頁（野村修也発言）（二〇〇四年））。これに対して、前掲の一連の判決に同調し、個別株主通知は少数株主権等を行使する際に自己が株主であることを会社に対抗するための対抗要件であるとする説が有力である（江頭憲治郎『株式会社法〔第五版〕』一九九頁（二〇一四年）、大野ほか・前掲二頁、浜口・前掲三六

頁、仁科秀隆「判批」商事法務一九二九号四頁(二〇一一年)、吉本健一「判批」金融商事判例一四三〇号二頁(二〇一三年)、小野寺千世「判批」ジュリスト一四六四号一四頁(二〇一四年)等)。判例および有力説に対して、個別株主通知は、少数株主権等を行使した者が株主であることを対抗するための対抗要件というよりも、対抗要件を備えていることを証明するための手段の一つにとどまり、あくまでも対抗要件と呼ぶべきなのは株式保有にかかる振替口座簿への記録なのではないかと主張する見解もある(酒井太郎「判批」ジュリスト一四二〇号一二九頁(二〇一二年))。この見解に呼応するように、個別株主通知を株主名簿の名義書換と全く同様の効力を有するもののように理解することは若干行き過ぎであり、個別株主通知は、あくまでも会社に対する対抗要件に代替する制度であつて、権利行使資格のある株主であることを会社に対して示すたる方法であるとしても、唯一の方法ではなく、会社に対して株主であることを主張する方法は必ずしもこれに限られない、と柔軟に考えるべきとの見解もみられる(川島いづみ「振替株式発行会社における株主権の行使―個別株主通知を中心に―」永井和之ほか編『会社法学の省察』一〇八―一〇九頁(二〇一二年))。

「個別株主通知は、社債等振替法上、少数株主権等の行使の場面において株主名簿に代わるものとして位置付けられ」という最三決平成二二年一月七日の判断から、個別株主通知が株主名簿の名義書換と同様の効力を有すると考えるのは判例および有力説の立場である(江頭・前掲二〇〇頁注六)。したがつて、個別株主通知がされたことによつて、権利行使をしようとする者の会社に対する株主権対抗力の制限が解かれ、自己が株主であることを会社に主張し得ることは、判例および有力説にいう「対抗要件」の意味である。しかし、振替株式についての少数株主権等の行使については、社債等振替法一五四条により会社法一三〇条一項の適用が排除されている。そもそも、個別株主通知の取り巻く法的環境は、株主名簿制度の趣旨からなる「株主権対抗力の制限」との前提から出発した名義書換と異なる。株主であることを会社に対抗するといふよりも、少数株主権等を行使しようとする者に、個別株主通知がされたことにより、その少数株主権等の行使に関して権利行使資格が設定される、といふべきである(山本・前掲六八頁)。しかも、その権利行使資格は期間付のものである。振替株式についての少数株主権等は、個別株主通知後の四週間(社債等振替法施行令四〇条)が経過する日までの間

でなければ、行使することができない。その四週間の間では、具体的にどのような法的効果を生じているかというところ、本判決の判旨から、①「株主名簿の記載又は記録にかかわらず、個別株主通知により少数株主権等を行使」できると、および②「会社は、個別株主通知を欠く少数株主権等の行使を容認する……場合、当該少数株主権等の行使が株式保有要件を欠く違法なものであり、会社としては当該少数株主権等の行使を容認すべきでなかったとすれば、会社は免責されないこと」との二点が読み取れる。①については、権利行使ができるようになったのは、会社に対して自己が株主であることを対抗できたのではなく、権利行使資格が設定され、会社との関係での株主権推定力が働いたからである。株式振替制度下の個別株主通知の効力を検討する際に、名義書換の有する対会社株主権対抗力制限回復効の問題はそもそも出現しない。②については、個別株主通知に関する会社免責力の裏返しであるが、権利行使資格を備えない者の権利行使を認めることにつき、会社は当然に免責されないことになる（山本・前掲六八頁）。

前記のことから、本判決における個別株主通知の法的性質に関する見解、すなわち、個別株主通知は自己が株主であることを会社に対抗するための要件であるとした説明に

は、賛同できない。

三 判旨二については、これは株主提案権にかかる個別株主通知の期限について判断を示したものである。本件における株主提案権は、会社に対して裁判外で行使されたものであって、前掲最三決平成二二年一月七日（全部取得条項付種類株式の取得価額決定申立権の場合）と異なり、裁判上行使されたものではない。被告であるY社は、社債等振替法一五四条二項の解釈として、個別株主通知は株主提案権の行使に先立ってされていることが必要であると主張した。判旨は、①振替機関から発行会社に対して個別株主通知がいつされるのかを申し出時点において正確に把握できない株主に、個別株主通知がされた後に株主提案権の行使を要求するのは酷である、および②個別株主通知は少数株主権等を行使する際の権利行使の要件ではない、自己が株主であることを会社に対抗するための要件であるとの理由を挙げて、個別株主通知は株主提案権の行使に先立ってされる必要はないと判示した。②については、対抗要件という個別株主通知の法的性質論の妥当性はともかく、権利行使要件ではなくして対抗要件であるから、権利行使より遅れてもよいという結論が当然に導かれるわけではないとの指摘がされている（松元暢子「判批」法学協会雑誌一二

九卷九号二八七頁(二〇一二年)、吉本・前掲五頁)。(1)については、個別株主通知は株主提案権の行使が適法であるか(とくに議決権の継続的保有要件)を確認するための唯一の資料であることからすれば、権利行使に先立つことを要求することが株主にとって酷であるか否かではなく、会社にとってその必要性があるかどうかのポイントであると指摘されている(吉本・前掲四・五頁)。しかし、前述したように、個別株主通知制度とは、会社との関係で個別株主通知を申し出た者に少数株主権等の行使に関して権利行使資格が設定される制度である。株主の権利行使に直接に関わるこの制度を検討する際に、会社側からみる必要性以外に、株主権利の保護を図る要素も完全に排斥すべきではない。本件の場合、株主提案権の行使は株主総会の日(八週間前までに可能である。個別株主通知がされ、Xの権利行使資格が会社との関係で設定された時点は株主総会の日(八週間前であれば、個別株主通知がされた時点で会社が先立ったXの請求を適法な権利行使として対応すること以外に、Xが改めて権利を行使することも原則として可能である。本判決のように、個別株主通知は株主提案権の行使に先立ってされる必要がないとしたのは、株主権利を保護する観点から、Y社がXに改めて権利行使を要求すること

は合理的でないと思われるからである。会社に不利益(最短準備期間が六週間を下回ることを及ぼさない限度において、権利行使者側の便宜を図るのも、合理的な判断である)と考える。また、個別株主通知に先立った株主提案権の行使が適法となることの法律構成については、少数株主権等の行使は個別株主通知がされることを停止条件とみて、その時点から適法な権利になる(民法一二七条一項)との見解がある(太子堂・前掲五二頁、中川雅博「振替制度における『個別株主通知』の実務」阪大法学六二巻三・四号五九三頁(二〇一二年)。しかし、この見解については、個別株主通知の記載内容からは株主提案権の行使前六か月間の議決権の継続保有を確認できない場合が生じうる(振替機構の株式等の振替に関する業務規程施行規則二〇四条は、個別株主通知の通知対象期間を「申出受付日の前日から起算して六か月と二八日前の日から申出受付日の前日」としている。提案権の行使が個別株主通知の申し出に二八日よりも先立ってされるとかかる場合が生じうる。)との指摘がなされた。他方、個別株主通知は単に、株式保有要件充足性判断の基礎となる情報(振替口座簿の記録等の内容)を会社に伝達する手段に過ぎず、個別株主通知がされることにより少数株主権等の行使の瑕疵が追完ないし補正

され、権利行使の時点に遡って効力が生じるとの見解（西村欣也）「少数株主権等の行使と個別株主通知の実施時期」判例タイムズ一三八七号四四頁（二〇一三年）が主張されている。

四 本判決の争点二についての判断は、株主提案権の行使にかかる個別株主通知が株主総会開催日の八週間前までにされなかったことを前提に示されたものである。今後の同種の紛争、とくに、株主提案権の法定行使期間内であるが、実際の株主提案権の行使に遅れて個別株主通知がされた場合には、本判決の射程が及ぶか否かという問題がある。利害関係人がこの点について本格的に争う場合でも本判決の判旨二と同様な結論になるか、という疑問については、株主の立場に配慮するという観点から、肯定的に考えるほうが適切である。

また、本件においては、Xの権利行使およびそれにかかる個別株主通知がされた後に、Y社の取締役会において本件総会の開催日が決定されたことに注目したい。本件の事実関係では指摘されていないが、今後、自らが株式振替制度利用会社であることを奇貨とし、会社側が故意に株主総会の開催日を遅らせ、少数株主権等の法定行使期間内に個別株主通知がされていない状況を作り出し、株主の権利行

使を阻止しようとするケースの発生も全く予想されないわけではない。このような場合においては、会社側の恣意的行為を放任すべきではないが、どのような法的判断がなされるかについては、検討すべき課題である。

最後に、本判決にみられる問題について、現行法の解釈ではなくして立法政策的に考えてみる。株主提案権の場合では、昭和五六年の立法当時においてその行使期限が株主総会の日より六週間前までであるが、「株主総会までにきちんとした準備ができるようにも、少し準備期間をとってほしい」という実務界の強い要望に応じて、平成一四年の法改正により二週間を繰り上げて八週間前までとなっている（房村精一発言・平成一四年四月一六日第一五四回国会衆議院法務委員会会議録第十号二七頁）。本判決も、株主提案権の行使を受けた会社に最短六週間の株主総会招集通知發送準備期間を確保しなければならない理由について説明している。すなわち、会社側が、(ア)当該株主による株主提案権の行使が法定の期限内になされたか、(イ)当該株主が株式継続保有要件を満たしているか、(ウ)当該株主が提案した議題について議決権を行使できるか、(エ)議案の要領を招集通知に記載するとの請求であった場合、取締役会が決定した株主総会の目的事項の範囲内であるか、(オ)招集通知に、

株主提案による議題および議案の要領をどのように記載するか、という事項の確認または検討をする必要があるからである。前記の事項の確認・検討に供する準備期間については、高度情報化社会である今日においても、十数年前の基準に基づいた政策的判断が依然として合理的といえるか、甚だ疑問である。そのうえ、株式振替制度利用会社の場合では、前記の(イ)の事項については個別株主通知により確認され、しかも個別株主通知の手間はもっぱら株主の負担となり、会社側の最短期間を確保しなければならぬこととの理由にはならない。さらに、株主側からみれば、個別株主通知の申し出等の手間を要し、振替機構等の手続期間もあり、会社法三〇三条二項に規定される株主提案権の行使期限は実質的に繰り上がることとなる。この点については、提案権を行使しようとする株主には会社法に予定されていない負担を強いられることになったと言わざるを得ない。この負担の解消は株式振替制度に関する今後の課題として、立法あるいは実務対策の作出によって図るべきではないかと考える。

王 偉杰